

平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 中 広
(コード番号 2 1 3 9 : 東証第二部・名証第二部)
本社所在地 岐 阜 県 岐 阜 市 東 興 町 2 7 番 地
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 後 藤 一 俊
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 兼 管 理 本 部 長 中 島 永 次
電 話 番 号 (0 5 8) 2 4 7 - 2 5 1 1 (代 表)
(URL <http://www.chuco.co.jp/>)

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを受けて改定するものであります。(改訂箇所は、下線で示しております。)

記

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、下記のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、法令等の遵守に対し、定期的に教育・啓蒙を行います。

職務執行については、「職務権限規程」に責任者およびその責任、権限を定め業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性を検証します。法令上疑義のある行為に対しては、使用人が直接情報提供を行える通報窓口を設置するものとします。

また、インサイダー取引については、「重要情報の管理および株券等の内部者取引防止に関する規程」により防止するものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「稟議規程」、「文書管理規程」等にとり、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して保存および管理することとし、取締役および監査役は常にこれらの文書を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動におけるリスク管理を経営の最重要課題と認識し、「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理します。

また、防災体制を含む分類されたリスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状

況を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保します。

なお、リスク管理部門として、内部監査室が管理本部および関係部門、子会社と連携し、これに当たり、損失の危険のある重大な業務執行行為を発見した時は、取締役会、監査役会に通報する体制を構築するものとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に従い、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実施し、意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督します。

また、効率性の観点から、各本部および、グループ会社にて、統括する取締役が主催する会議を最低月に1回開催し、経営課題の審議と諸施策の遂行に努めます。

5. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等にのっとり、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理および支援を行います。

また、子会社は上記社内規程にのっとり、経営計画、損益、業務執行状況等の報告を当社に定期的に行うものとします。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除することとしている。その整備状況として、「倫理行動規範」および「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底します。

また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築します。

7. 監査役を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社は、監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命します。監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとします。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、および重要な決裁書類を供覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制をとり、併せて、監査役が社長、会計監査人、内部監査室と意見および情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場

合には、監査役に報告するものとします。当該報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できるものとし、監査役から要求のあった文書等は、随時提供します。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

以上